

横浜市グループホーム連絡会

スプリンクラー設置費負担金助成運用規則

(助成の目的)

第1条 この助成は、横浜市グループホーム連絡会会員であるグループホームが、スプリンクラーを設置する負担を軽減することを目的として設ける。

(助成の対象)

第2条 この助成は国の国庫補助を受けてスプリンクラー設置をするものを対象とする。

(助成の金額)

第3条 会員であるグループホームがスプリンクラーを設置するとき、100,000 円の助成を受けることができる。

(手続き)

第4条 助成金の運用を希望する会員は、所定の書面を事務局に提出する。

- 2 事務局は提出された書面を確認のうえ、役員会にはかって決定するものとする。
- 3 助成の申請は、スプリンクラーを設置した翌年度以内とする。

この規則は、2020年7月1日より施行する。

- 2 2022年7月9日より規則の一部を変更する。